

令和7年1月施行

江東区樹木管理等標準仕様書

江東区土木部

【はじめに】

本仕様書は江東区内における緑地の維持管理に関して、街路樹や植樹帯等の道路上の緑地ならびに公園緑地に共通する基本的仕様について定めたものである。

当然のことながら、それぞれの緑地に求められる機能と役割には違いがある。

道路上の緑地は、道路交通や沿道住民の生活環境に対する配慮をはじめとして、標識、電線、地下埋設物との調整などによる制約をうける厳しい生育環境に置かれている。しかしこの緑地は、点在する公園緑地を繋いで生物の移動を可能にする生態的回廊として、あるいは都市景観の構成要素などとして非常に重要な機能や役割を担っている。そのため道路植栽としての緑地は、様々な制約条件をクリアしつつ、緑地機能を発揮しその役割を十分に果たすために、総合的な視点による維持管理が必要となる。

一方、公園緑地は道路上の緑地とは異なり、都市において貴重である面的なまとまりをもった緑地である。その役割は防災拠点や人々の憩いの場としてのみにとどまらず、制約条件が少ないために自然樹形仕立てをはじめとした各種方法による緑量の確保が可能なこと等から、多様な生物の生活基盤としての環境を構成する、都市に風格をもたらす景観を形成する等、都市における緑の核として重要な役割を担っている。そのためその維持管理が目的とするところは、道路上の緑地のそれとは大きく異なるものである。

本仕様書の適用及び作業の実施にあたっては、最大限の努力をもって、それぞれの緑地に求められる機能・役割の違いを考慮し、対象とする緑地環境により、本仕様書に記載された各項目が内包する意味が異なり得ること、都市緑地をそれぞれの環境に適した状態に保つための作業であることを念頭に置いた上で、剪定時期や目標樹形の設定、樹幹の拡大縮小等について決定をおこない、もって良好な緑地環境の創出に努めること。

目次

第1章 総則.....	- 1 -
第1節 一般事項.....	- 1 -
第2節 着手.....	- 1 -
第3節 作業の適正化.....	- 1 -
第4節 完了.....	- 7 -
第2章 樹木管理.....	- 8 -
第1節 一般事項.....	- 8 -
第2節 高木管理.....	- 8 -
第3節 中低木管理.....	- 14 -
第4節 移植・補植.....	- 16 -
第5節 灌水その他.....	- 17 -
第6節 病虫害防除.....	- 18 -
第7節 植栽基盤改良.....	- 20 -
第3章 芝生地その他管理.....	- 21 -
第1節 一般事項.....	- 21 -
第2節 芝生地管理.....	- 21 -
第3節 地被類管理.....	- 22 -
第4節 花壇管理.....	- 23 -
第5節 菖蒲田管理.....	- 25 -
第6節 清掃.....	- 26 -
第7節 除草・草刈り.....	- 26 -
第8節 草地育成管理.....	- 27 -
第9節 病虫害防除.....	- 28 -
第10節 植栽基盤改良.....	- 28 -

【参考資料】

別添	街路樹編
別添	公園編
別添	共通編

第 1 章 総則

第 1 節 一般事項

1.1.1 適用範囲

- (1) この仕様書は、江東区が施行する道路上の緑地(街路樹、植樹帯等)および公園緑地の維持管理に関する委託に適用する。
- (2) 委託作業は、それぞれの種別に応じ、本仕様書に定める仕様に従い施行する。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については「江東区土木工事標準仕様書」及び特記仕様書による。
- (4) 本仕様書の定めと特記仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書を優先する。

1.1.2 費用負担

材料の検査、施行状況の確認及び官公署等への届出手続に必要な費用は、受託者の負担とする。

1.1.3 変更

現場の状況などにより、やむをえず作業位置あるいは方法を変更するなどの場合は、監督員と協議すること。

1.1.4 関係書類の提出

受託者は、別に示す「江東区請負者等提出書類処理基準・同別紙細目」に基づき、監督員が指定する期日までに関係書類を提出し確認を受ける。

1.1.5 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈及びこの仕様書に定めのない事項については、監督員と協議すること。

第 2 節 着手

1.2.1 作業の着手

受託者は、設計図書に定めがある場合及び監督員から指示がある場合を除き、原則として契約確定日の翌日以後速やかに作業に着手しなければならない。

第 3 節 作業の適正化

1.3.1 施行計画書

- (1) 受託者は業務委託の実施に先立ち、実施に必要な作業内容、作業手順、作業

方法、安全対策などについての施行計画書を監督員に提出し、これを遵守しなければならない。

- (2) 施行計画書には次に掲げる事項について記載すること。ただし監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。また、監督員が記載内容について補足、変更を求めた場合にはその求めに従うものとする。

- a 委託概要
- b 計画工程表（設計図書において、作業期間が定められている作業及び作業時期を逸すると効果が期待できない作業の実施時期について、明確に確認できるものとする。）
- c 作業方法
- d 安全管理
- e 主要機械
- f 施行管理計画
- g 現場組織表（下請負人を含めた組織表とすること。また、当該業務内において、同時期に複数の作業班に分かれることを予定している場合は、現場責任者が常駐できない作業班について、「作業班ごとの責任者」を明示すること。現場責任者はこれらとの連絡体制を保持し、現場の安全管理等について統括すること。なお、計画を変更する場合は事前に変更計画書を提出すること。）
- h 緊急時の体制及び対応
- i 建設副産物の適正処理方法
- j その他

(計画工程表の例)

H28.5.2現在

地区	路線 (No.)	樹種	頻度	4月	5月	6月	7～10月	作業状況
枝川	8C	マテバシイ	H26剪定					完了
	8H	タブノキ	H26剪定					完了
塩浜	17A	マテバシイ	H26剪定					完了
豊洲	18A	マテバシイ						完了
	19B	マテバシイ	H26剪定					完了
	19C	マテバシイ						完了
東雲	25F	タブノキ他	H26剪定					完了
	25G	ヤマモモ						完了
	57A～C	タブノキ	H26剪定 (Bのみ)					完了
新砂	38B	マテバシイ						完了
潮見	40D	クスノキ他						完了

- (3) 施行計画書の内容について、重要な変更が生じた場合には、その都度変更施行計画書を監督員に提出する。

1.3.2 材料一般

- (1) 作業に使用する材料は、設計図書に定めるところによるほか、土木部材料検査実施基準に基づく検査を受け合格したもののみ使用し、検査に不合格のものは、ただちに搬出する。
- (2) 使用材料の数量が確認しがたいものは、空袋・空き缶などを整え、現場立会または写真にて監督員の確認を受ける。
- (3) 搬入した材料は、損傷枯損することのないよう、適切な措置を講ずる。

1.3.3 支給材料

- (1) 受託者は、支給材料を受けるときは、「支給材料請求書」を提出すること。
- (2) 支給材料の引き渡し場所は設計図書または監督員の指示によるものとし、引き渡し後は現場等へ運搬をおこない、適切な管理のもと保管すること。

1.3.4 発生材料

発生材料は、数量を確認後、「発生材報告書」を作成し監督員に提出する。
発生材料の運搬処理については、処理方法が指定されているものを除き、監督員の指示に従う。

1.3.5 作業用機械器具

- (1) 作業用の機械器具、道具類は、各作業に適するものを使用すること。監督員が不適当と認めたときは、取り替えを指示する。
- (2) 病原菌に侵された部位に使用した器具は、使用后ただちに付着物を拭き取り、アルコール等を湿した布等で消毒を行い、乾かしてから使用すること。

1.3.6 現場の安全管理

- (1) 作業の施行にあたっては、安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。また、交通や来園者等に危険のないように十分注意して行う。
- (2) 公園等へ作業車両を乗り入れる場合は、当該施設の管理者から通行許可証の交付を受け、作業車両の見やすいところへ掲示するとともに、ハザードを焚きながら徐行するものとする。
- (3) 豪雨、強風、積雪などの荒天時に際しては、天気予報などの情報を把握し、常にこれに対処できるように準備をしておくものとする。
- (4) ガソリン、薬品等の危険物を使用する場合は、その保管及び取り扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講ずること。
- (5) 人身事故、災害、または第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置及び二次災害防止措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について、直ちに監督員に報告し、遅滞なく事故報告書を提出するものとする。
- (6) 施行にあたり、道路ならびに道路付属物及び占用物件、公園施設等を損傷しないように十分注意すること。万一、損傷した場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けて、受託者の負担で原形に復旧すること。
- (7) 作業機械や道具類、剪定枝葉や刈草、土砂、ごみ類は、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、速やかに搬出する。風等で園路や近隣に散乱しないように注意する。
- (8) 架空線（高圧線、通信線等）の影響により、作業の安全性が確保できない場合、監督員に報告するとともに、関係機関に作業方法の確認や立会を求めること。
- (9) 草刈等の作業にあたり石や土埃等の飛散による事故及び被害発生の防止措置（立入禁止、飛散防止用ネット・板の使用、防塵対策措置等）を講じるものとする。
- (10) 作業に従事する者は、作業に支障のない服装で、必要に応じてヘルメット、安全靴、墜落制止用器具、下肢の切創防止用保護衣（チャップス等）、

保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じるものとする。

- (11) 受託者は、以下の項目を例として定期的に業務の現場に即した安全に関する研修、訓練等を実施するものとする。なお、実施した場合は、報告書にて報告すること。
- a 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - b 本業務内容等の周知徹底
 - c 主に、造園関連の「安全衛生管理」、「安全作業手順」等に関する資料による、作業安全の周知徹底
 - d 本現場で予想される事故対策
 - e その他、安全衛生教育として必要な事項

1.3.7 過積載の防止

剪定枝葉等の運搬にあたっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従う。

1.3.8 一般廃棄物処理

剪定枝等は、原則として事業系一般廃棄物として処理施設へ搬出すること。搬出先の指定する規格を遵守し、工具やゴミ等の異物が混入しないよう注意すること。搬出先については、受託者が受け入れ条件等を施設に確認して、適切な施設を選定すること。また、搬出する際は、処理施設にて台貫計量を行い、処分量の確定を行うこと。

なお、剪定枝や幹等、木部が中心のもの(二次製品を除く)については、潮見運動公園内にある「緑のリサイクル施設」への搬出が可能な場合があるので、搬出を行う際には、事前に受け入れ状況・条件について、監督員に確認すること。

1.3.9 委託記録写真

- (1) 委託記録写真の撮影は、東京都建設局編集の「工事記録写真撮影基準」及び表. 1 委託記録撮影基準に基づいて撮影をおこなうこと。

表.1 委託記録撮影基準

作業種別	撮影種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	適用
剪定	状況 規格	作業状況 幹周 樹高	施工前 中 後	樹種規格毎 で公園・路線 毎に1回	・撮影は、その点だけに集中せず、撮影地点が作業区間の中のような箇所であるかわかるようにできるだけ背景を入れて撮影すること。 ・実測値を黒板等で表示すること。 ・作業状況については適宜撮影すること。 ・作業状況以外の撮影項目は、設計書に記載された規格との対応がわかるように、左記の項目の中から選択して撮影すること。
植栽工	〃	〃	〃	〃	
樹木撤去・倒木復旧	〃	作業状況 幹周	〃	〃	
客土・堆肥敷き均し	状況	作業状況	〃	〃	
施肥	〃	〃	〃	〃	
草刈除草	〃	〃	〃	〃	
病虫害防除	〃	〃	〃	〃	
カラスの巣撤去	状況 規格	作業状況 ヒナの有無 高所作業車規格	〃	〃	
支柱取付・撤去	〃	作業状況 幹周	〃	〃	
花壇地管理	状況	作業状況	〃	〃	
エアレーション・灌水	〃	〃	〃	〃	

(2) 受託者は、写真の撮影に当たっては、原則として次の項目を記載した黒板等を被写体とともに写しこまなければならない。

- a 委託件名
- b 作業名等
- c 履行場所
- d 撮影日
- e 実測寸法
- f 受託者名

1.3.10 履行の確認

作業終了後は不可視となる、あるいは時間の経過等によって、委託業務の履行確認が困難となる恐れがある場合は、事前に監督員に申し出て、監督員の立会または写真の提出による履行状況確認を受けること。

第 4 節 完了

1.4.1 後片づけ

受託者は、施行の完了に先立ち、速やかに現場の後片付けをし、入念な清掃をおこなうものとする。

1.4.2 施行の完了

受託者は、施行完了後速やかに書類を点検整備し、監督員に提出する。

第2章 樹木管理

第1節 一般事項

2.1.1 目的

樹木の剪定・刈り込みは、以下を目的とする。

- (1) 美しい都市景観の維持
- (2) 樹冠内の日照や通風を確保し、樹木の健全育成を促すこと
- (3) 病虫害の予防
- (4) 公園緑地等の利用や周辺交通等の障害となる部分、強風等により枝折れする恐れのある部分などを排除し、未然に事故を防止すること
- (5) 民有地への枝葉の越境を防止するなど、限られた生育空間内に樹冠が収まるよう形状を調整し、美しく整えること

2.1.2 植物への配慮

対象植物の特性、活力及び環境条件等を考慮し、細心の注意をもって作業にあたること。

2.1.3 施行時期

各作業は天候、生育状態を考慮し、最大の効果が期待できるよう、監督員と協議のうえ進めること。

2.1.4 土壌

- (1) 都市における貴重なみどりの基盤である土壌を、不用意に乱したり、固結させたり、また、ガソリン、セメント、薬品等の植物にとって有害である物質をこぼしたり、混入させてはならない。
- (2) 植栽地内の落葉、小枝等は表土の形成に不可欠であるので、可能な限りそのまま堆積させて、土に還元させるように努めること。

第2節 高木管理

2.2.1 剪定

(1) 剪定の種類

a 基本剪定

樹形の骨格作りを目的とするもので、樹種の特性に応じ最も適切な剪定方法により行う。

b 軽剪定

樹冠の整正、込み過ぎによる枯損枝の発生防止等を目的とするもので、切詰

め、枝抜き等を行う。

c 支障枝剪定

通行や照明灯等への支障を防止するためのもので、樹形の乱れを最低限にとどめる剪定を行う。必要以上に切断することは、一層の支障枝を生むだけでなく、美観も損なうので行ってはならない。

(2) 剪定の手法

a 切詰剪定

主として新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽の直上の位置で剪定すること。この場合定芽は、その方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽（外芽や、内芽等の剪定）とする。

b 切返し剪定

樹冠外に飛び出した枝の切取りなどで再度樹形を作り直す（樹冠を小さくする）場合等に行い、適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取る。骨格枝となっている枝及び枯枝を切取る場合は、後継枝となる小枝、又は新生枝の発生のある場所を見つけて、その部分から先端の太枝を切取る。

c 枝抜き剪定

込み過ぎた部分の中すかし、及び樹冠の形姿構成上、不必要な枝（冗枝）等をその枝の付け根から切り取る。

(3) 一般事項

a 樹木は自然樹形仕立てを原則とし。その立地場所によりよく見きわめて作業すること。

b 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」等は原則として行わない。下枝の枯死を防ぐよう上方を強く、下方は弱く剪定すること。

c 太枝（概ね 10 cm以上の枝）の剪定は、切断箇所の表皮がはがれないように切断予定箇所の数 10 cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえで切返しを行い切除すること。切り口は水がたまらないようになめらかに処理すること。

d 太枝の切断面は原則として防腐処理すること。また、サクラ等の生理的に腐りやすい樹種の場合には、中・小枝の切断面であっても防腐処理をすること。

e 主として剪定すべき枝

ア 建築限界を侵す枝

イ 枯枝

ウ 成長の止まった弱小の枝（弱小枝）

エ 著しく病害虫に犯されている枝（病害虫枝）

- オ 通風、採光、架線に接する恐れがある等（信号機、標識等）、人車の通行等の障害となる枝（支障枝）
- カ 公園緑地等の区域を越えて民有地へ越境している枝
- キ 枝折れにより落下の恐れがある枝（危険枝）
- ク 樹形形成及び生育上不必要な枝
（冗枝、ヤゴ、胴吹き枝、徒長枝、からみ枝、ふところ枝、立枝等）
- f 樹木についている不用になったしゅろ縄やワラ等と不用意に付けられた鉄線などは、作業にあたり除去すること。
- g 材質腐朽菌等によるキノコの発生、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した樹木については、倒木や幹折れ等の危険性があるため監督員に速やかに報告すること。
- h 花木類は、花芽の分化時期と着生位置に注意して手入れを行うこと。
- i 切除した枝葉等は、すぐに丸縄などでまとめて、交通の支障にならないようにして、当日中に搬出すること。
- j 架空線等には十分注意し、必要に応じ電線防護管等を使用し安全対策すること。
- k 指導
 - ア 受託者は施行にあたり、作業方法、内容を理解し、さらに監督員の指導を受けた後、その作業内容を直接作業する一人一人に周知させなければならない。
 - イ 施行中は、指導に沿った作業であるか否か、自己点検を怠ってはならない。

(4) 季節による剪定

- a 冬季剪定（基本剪定）
 - ア 樹幹の半分以上が落葉した状態（休眠期）の落葉樹を対象とした樹形の骨格作りを主目的にした剪定で、樹種の特性等に応じた適切な剪定方法により行うこと。
 - イ 落葉期（11～2月頃）を適期とする。
 - ウ 針葉樹も落葉樹と同様に剪定を行うこと。
- b 夏季剪定（軽剪定）
 - ア 着葉期の落葉樹について適用する。
 - イ 冬季剪定とは本質的に異なる剪定で、外観的な樹冠の整正、込み過ぎによる障害の防止、台風等の強風の風圧低減等のため、止むを得ず行うものである。
 - ウ 適切な道具と方法により、緑陰を保つように行うこと。
- c 初夏剪定（基本剪定）

ア 常緑樹を対象とした樹形の骨格作りを主目的にした剪定である。

イ 樹種の特性等に応じた適切な剪定方法により行うこと。

2.2.2 ヤゴ取り

(1) ヤゴ(高さ 2.5m 程度以下の胴ぶき枝も含む。)は、幹又は根部に沿ってつけねから剪定ばさみや切り戻し用ナイフなどで切除すること。

(2) 処理したヤゴは、すぐにまとめて交通の支障にならないよう処理すること。

2.2.3 施肥

定められた施肥量を肥料や施肥の種類(寒肥、追肥等)及び各樹木の特性に依りて、最も効果が期待できるよう施肥方法について監督員と協議して行う。覆土する土には、ガレキ、石塊、セメント等含まないものを使用すること。

a 輪肥 (わごえ)

樹冠の外周線上の地上投影部分に深さ 20cm 内外の溝を輪状に掘り(標準 6 カ所)、所定の肥料を平均に敷込み覆土すること。溝掘りの際、特に支根をいためぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘ること。

b 車肥 (くるまごえ)

樹木主幹から車輪の輻 (や) のように放射状に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ深く掘り (原則として 4 箇所) 溝底に所定の肥料を敷込み覆土すること。溝の深さは 20cm 内外、長さは枝張りの 1/3 内外とし、溝の中心部分が枝張り外周線下にくるように掘ること。

c 壺肥 (つぼごえ)

樹冠の外周線上の地上投影部分に放射状に縦穴を掘り (標準 6 箇所) 底に所定の肥料を入れて覆土すること。縦穴の深さは 20cm 内外とすること。

d 移植後 1 年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、樹冠の外周線が不明な樹木については、溝の中心線が樹冠中心より根元直径の 5 倍の位置にくるように掘ること。

e 植樹桝内の樹木は、桝の四隅のうち対角線となる 2 箇所に深さ 20cm 内外の溝を掘り、所定の肥料を敷込み覆土すること。また、打ち込み肥料は、同様の位置に、地際まで折損しないように打ち込むこと。前回施肥した箇所は可能な限り避けること。

f 植樹帯内の樹木は、前項に準じて行うこと。

2.2.4 不適樹及び枯損木撤去

(1) 緊急の場合を除いて、1 週間から 10 日間お知らせ等の周知を行うこと。周知方法及び内容については、監督員と調整を行うこと。

- (2) 周辺樹木、施設物、民家等を損傷しないよう注意深く行うこと。埋設物がある場合は、必要に応じて企業者に立会いを求めること。また、周囲の植栽等が必要に応じてシートを覆せるなど保護処置を行うこと。
- (3) 抜根して根部を除去した場合は、直ちに植込地用土をもって埋戻し、地表面をならして危険のないように処理しておくこと。
- (4) 地下部に生育の障害となるような異常を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (5) 伐採材、抜根材は、作業終了後搬出処分するとともに、周囲はきれいに清掃する。

2.2.5 倒木復旧

根部を乾燥させないようにして、丁寧に掘り取り、傷んだ根の切り戻し、根部に合わせた剪定、幹巻きを施し植栽すること。

2.2.6 半倒木復旧

根部付近を必要に応じて掘り、傷んだ根の切り戻し、根部に合わせた剪定の後、垂直に樹木をたて直しながら、根部に土が十分まわるように水極め等の処置を行うこと。

2.2.7 支柱結束直し

在来の杉皮、綜呂縄、鉄線等は樹木を損傷しないよう、丁寧に取り除き、新しい材料をもって樹幹に緊密に固着するように杉皮を巻き、しゅろ縄で結束すること。

2.2.8 支柱撤去

在来の支柱及び添木の取り外しは、樹木を損傷しないように注意し、根元より完全に引抜くこと。

2.2.9 支柱設置

樹木には所定の材料、方法で次のとおり控木及び添木を取り付けること。

- a 控木の丸太と樹幹(枝)の取り付け部分は、すべて杉皮を巻き、しゅろ縄が緩まないように割り縄がけに結束し、控木の丸太どうしが接合する部分は、くぎ打ちのうえ鉄線がけとすること。控木に唐竹を使用する場合は、先端を節止めとし、結束部は、動かないようにのこぎり目を入れ、交差部分は鉄線がけとする。
- b 控木の丸太は、防腐処理されたものを使用すること。

- c 添木を使用する場合は、所定の材料で樹幹をまっすぐになるよう取り付けること。
- d ハッ掛、布掛の場合の控木組方は立地条件(風向、土質、その他)を考慮し、適正な角度でみばえよく堅固に取り付け、その基部は地中に埋込んで根止杭を打ち込み、丸太では、くぎ打ちし、唐竹では、竹の先端は節止めしたうえでのこぎり目を入れ鉄線で結束すること。
- e ハッ掛、又は布掛の場合は、控えとなる丸太(竹)が幹(主枝)又は丸太(竹)と交差する部位の2カ所以上で結束すること。なお、控木の先端はみばえよく切り詰めること。
- f やむを得ずワイヤロープを使用して控えとする場合は、適正な方法で設置すること

2.2.10 安全管理

- (1) 太枝の切り落としなど、除去しない枝、周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意して実施し、必要に応じてロープで吊りながら作業するなどの保護対策を講じる。
- (2) 材質腐朽菌等によるキノコの発生、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した樹木については、監督員に速やかに報告する。
- (3) 架空線等には十分注意する。
- (4) 三脚脚立を使用する際は、脚と水平面との角度を75度以下に保つための金具等を備え付けるなど、安全対策を講じる。
- (5) 高さ2m以上の作業床の無い個所で作業を行う場合は、関連法令を遵守し、適正な墜落制止用器具を使用する。
- (6) 高所作業車を使用する際は、高所作業車に必要な資格を有する者が運転操作すること。積載荷重を超えて使用しないことし、作業場所への車両の据付は、アウトリガーを張出し、転倒を防止する。現場では、施工範囲を明確にし、カラーコーンやバリケード類で囲い、標識等を掲示するなど、作業従事者以外の出入りを防止する。
- (7) 切除した枝葉等は、来園者や交通等の支障にならないよう、速やかに集積し搬出処分する。
- (8) チェーンソーによる伐木作業等を行う場合において、防護ズボン、チャップス等の作業者の下肢を防護する保護衣を着用させること。また、切創防止用保護衣については、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、日本工業規格 T8125-2 に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものとし、チャップスを着用するに当たっては、留め金具式の場合は全ての留め具を確実に留めた上で、左右にずれないように、適度に締め付けて着用すること。

第3節 中低木管理

2.3.1 剪定

樹木の特性に応じて高さ、枝幅に注意しつつ、切り詰め、中すかし、枯枝の除去などを行う。2.2.1 剪定に準ずること。

2.3.2 刈込、玉物刈込

- (1) 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈込み後の樹形を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を、輪郭線を作りながら刈込むこと。
- (2) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込むこと。また、針葉樹については萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じ、十分注意しながら芽つき等を行うこと。
- (3) 大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、原形を十分考慮しつつ刈込むこと。また、植込み内にて作業する場合は、踏込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝返しを行うこと。
- (4) 視距の確保が必要な箇所（園路交差点付近、公園出入口付近等、中央分離帯開口部など）では、成長量を考慮し、視距の確保ができるような刈高、刈幅とすること。

2.3.3 植栽手入（生垣手入）

- (1) 冗枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈込み、天端をそろえること。
- (2) 枝葉のまばらな部分には、必要に応じて枝の誘引を行うこと。枝の結束には、しゅろ縄を用いること。
- (3) 1 回目の刈込みの際に一度に刈込まないで、数回の刈込みを通じて、徐々に刈込み原形に仕立てていく。特に、ヒノキ、サワラのように不定芽の発生しにくいものは注意深く行うこと。
- (4) 生垣の高さと幅の関係は、表 2.1 を標準とする。ただし、樹種及び生育の度合いにより、この表により難しい場合は、監督員と協議して定めること。

表 2.1 生垣の高さと幅の関係（単位 cm）

高 さ	30	60	100	120	180	250
幅	20～30	30～40	40～50	50～60	60～70	70～80

2.3.4 中低木地除草清掃

- (1) 既存植物を傷めないよう注意しながら、除草フォークや鎌等を用いて雑草を根から抜きとること。

- (2) 中低木地内の落葉や小枝・ごみ類、コンクリート塊・砂利・セメント等の不要物及び障害物を除去し、清潔にすること。
- (3) 抜きとった雑草や不用物及び有害物は、順次まとめながら直ちに搬出処理すること。また、風などで道路や付近に散乱しないよう注意すること。

2.3.5 植樹帯整正

植樹帯内のガレキ、ごみ、セメント等の有害物質及び雑草、上砂などを取り除き、縁石付近の地盤は縁石より 3cm 下がり内外の一定の高さにならずと共に、中耕(深さ 15cm 内外)すること。

2.3.6 施肥

(1) 散布施肥

- a 指定された肥料の施肥量を根本に散布すること。花木や衰弱木はその子を見て重点的に散布すること。
- b 肥料が枝葉にかからぬよう注意すること。

(2) 土中施肥

a 1 本立ち及び小規模な寄植えの場合

輪肥、壺肥を主体とし、その方法は高木施肥に準ずる。ただし、縦穴の深さは 20cm 内外とすること。

b 列植の場合

ア 寒肥は、列植の両側に立て穴を 1 カ所ずつ計 2 カ所、1 本ごとに掘り、溝底に所定の肥料を入れ覆土すること。立て穴の深さは 20cm 内外とすること。

イ 追肥は、列植の両側に平行に深さ 20cm 内外の溝を掘り、溝底に所定の肥料を敷込み覆土すること。樹勢の強弱により施肥量を増減すること。

ウ 群植、大規模な寄植えの場合

有機質肥料については、3 箇所/㎡の縦穴を掘り、底に所定の肥料を入れ覆土すること。化成肥料については、植込み内に均一に散布すること。

エ 縦穴、溝の位置は、細根の密生部分よりやや外周とすること。

2.3.7 不適樹及び枯損木撤去

2.2.4 不適樹及び枯損木撤去 に準ずること。

2.3.8 倒木復旧

2.2.5 倒木復旧 及び 2.2.6 半倒木復旧に準ずること。

2.3.9 支柱結束直し

2.2.7 支柱結束直し に準ずること。

2.3.10 支柱撤去

2.2.8 支柱撤去 に準ずること。

2.3.11 支柱設置

2.2.9 支柱設置 に準ずること。

2.3.12 葉面洗浄

- (1) 水又は指定された洗浄水(薬品等の使用特性に応じた濃度と方法により、植物への悪影響を最小限に止めたもの。)により、噴霧機(ただし、除草剤や殺虫剤などきれいに除去されているもの。)等を使用して葉面全体を洗い、汚れを落とすこと。
- (2) 作業中、洗浄水が通行人、通過車両、付近住民にかからぬよう特に注意すること。
- (3) 第2章 第5節 灌水その他 に準ずること。

第4節 移植・補植

2.4.1 一般事項

- (1) 該当植物の特性に応じた時期(適期)、方法によること。
- (2) 不適期にやむを得ず行う場合は、良質の植物材料、ていねいな作業、補助材料(蒸散抑制剤、防寒材など)の使用と十分な保護と養生を行う。
- (3) 施工は最短時間ですむように工程を組むこと。

2.4.2 移植

(1) 根回し

- a 移植に先立ち、移植樹木等の特性、活力、形状寸法、環境条件、移植までの時間、時期などを考えあわせ、適切な作業をすること。
- b 移植時の根鉢を想定し、その内側を丁寧に掘ること。細根及び切断した太根は鋭利な刃物で切り戻し、残す太根は鋭利な刃物で環状剥皮を行うこと。
- c 良質土、あるいは指定された埋戻し用土で根部に土がよくなじむように、数回に分けて埋め戻すこと。
- d 根部に応じた剪定や保護処置、指定された支柱取付けを行うこと。

(2) 掘取り

- a 樹木の掘取りに先立ち、必要に応じて、仮支柱を取り付け、時期及び土質、

樹種、樹木の生育状態等を考慮して、枝葉を適度に切詰め、又は切透かし、摘葉等を行うこと。

- b 根鉢は、移植木、移植先の条件等に見合う大きさとし、底部は丸みをつけて掘り取ること。
- c 太根は、長めに切り取り、養生し、特に根回しを行った樹木は細根を傷つけないように作業を行うこと。
- d 鉢巻きは、あらかじめ根の切直しを行い、わら縄で根を堅固に巻きつけ、土質又は根の状態によっては、コモ、その他の材料で養生した後、巻きつけること。
- e 幹部は、十分な保護を行うこと。

(3) 運搬

コモ等で根部を日射、風等から保護し、幹枝が損傷しないように行うこと。

(4) 植栽

- a 樹木の手入れ後、速やかに植栽すること。
- b 樹木の向き(表裏)を見極めること。又、通路際は、歩行者の安全(特に夜間)に注意して、枝が出っ張らぬようにすること。
- c 既存植物を損傷しないよう植栽し、地中線等の埋設物にも十分注意すること。
- d 周辺に調和するように植え付け、必要に応じて刈込み、剪定を行うこと。

2.4.3 補植

2.4.2 移植 に準ずること。

第5節 灌水その他

2.5.1 樹木灌水

(1) 一般事項

- a 水質は、動植物に有害な物質を含まないものとする。
- b 灌水によって表土を乱したり、園路を汚したり、通行人や周辺住民に迷惑をかけないように注意すること。
- c 植物に水を供給することを念頭におき、土中に水を十分浸透させること。
- d 天候、土壌状態に注意し、無駄なく時期を失しないように行うこと。

(2) 葉面散水

葉面上の粉塵等を洗い落とすよう、前後表裏方向を変えて水を吹き付けること。

(3) 地表灌水

根元の周囲に根元直径の4倍程度を直径とし、深さ15cm内外の水鉢を作り、指定量の水を数回に分けて灌水すること。なお、灌水前には紙くず、空

き缶等のごみ類を取り除くこと。

(4) 地中灌水

根元周囲に灌水用の縦穴がある場合には、縦穴より灌水を行う。水は指定量を縦穴に数回に分けて灌水すること。

第 6 節 病虫害防除

2.6.1 基本的考え方(生態的総合防除)

病虫害防除については、生命体に与える影響の大きい農薬散布だけに依存することなく、それぞれの病虫害の生態的特徴を利用することにより、環境への影響を最小限に抑えるよう細かな対応策を施すこと。(農薬は、特定の生物種にのみ効果のあるものではなく、天敵となる寄生蜂やクモ類を殺してしまうのみでなく、ヒトを含む動物にも悪影響がある。)

また、病虫害の発生の早期発見に努め、初期防除の徹底を図ること。

2.6.2 剪定防除

アメリカシロヒトリ、チャドクガ等が初令期に枝葉に集団して生活している場合、この部分の枝葉は幼虫を落下させないように注意深く切取り、速やかに焼却処分すること。

2.6.3 焼却防除

駆除は風がない日を選び、バーナー等で害虫を焼却する際は、周囲に可燃物がない事を確認し行うこと。焼却中に落下した害虫や、枝葉等に残存し死滅した害虫も全て処分すること。その際に、完全に消火を確認してから処理すること。また、チャドクガ等は、毒針毛が作業員の皮膚に直接触れないように保護して作業すること。

2.6.4 薬剤防除

- (1) 薬剤の使用に際しては、症状に効果的で、かつ農薬取締法等の関連法規及び農林水産省・環境省の「住宅地等における農薬使用について（平成 25 年 4 月 26 日 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号）」、メーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。(原則として、有機リン系以外のものを使用すること。) なお、使用する薬剤については、事前に監督員と協議して決めること。ポジティブリスト制度のもとでは、農薬の飛散（ドリフト）防止について、さらに一層の徹底を図ること。
- (2) 事前に病虫害の発生状況を調査し、周辺住民に対して散布の目的、日時、使用薬剤の種類について十分に周知する。散布作業に入る際には、監督員へ事

前に連絡を行うこと。

- (3) 薬剤散布の希釈液は、指定の濃度に正確に希釈混合し、枝葉面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布すること。
- (4) 散布作業は、必要最低限の区域とし、無風または風の弱いとき（風速毎秒 3 m以下）に行うなど近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。必要が認められる場合は、飛散軽減ノズルを使用すること。散布に際しては、風下から風に背を向けて風上に歩くように散布する。また、通行人をはじめ対象物以外のものにかからないよう十分注意して行うこと。
- (5) 散布は夜間または早朝に行う。やむを得ず昼間に施行するときは、気象条件や薬剤の特性に十分注意して、監督員と打合せの上、行うこと。
- (6) 散布作業時には、立て看板の表示等により、散布区域内に散布作業員以外の者が立ち入らないよう最大限の配慮を行う。特に、散布区域の近隣に学校や通学路等があり、散布時に子どもの通行が予想される場合には、その学校や子どもの保護者に対する周知及び子どもの健康被害防止について徹底すること。
- (7) 農薬を使用する場所の周辺に食用農作物が栽培されている場合には、食用農作物への影響防止対策をとる。
- (8) 以下の項目について記録し、提出する。また、3 年以上保管すること。
 - a 農薬を使用した年月日、場所、対象樹木、気象条件（天候、風向・風速）等
 - b 使用した農薬の種類または名称及び単位面積当たりの使用量または希釈倍数

2.6.5 アメリカシロヒトリ・チャドクガ発生予察

発生予察調査を実施する際は、監督員と協議の上、粘着板トラップを設置し、報告する。結果については、発生ステージを検討した上、捕獲数から予め幼虫発生時期、個体数を予測し対応する。

2.6.6 害虫誘引材取付け

害虫誘引剤取付けの際は、開口部前後を枝や葉で塞がないよう注意し、地上 2 ～3mの高さで、いたずらされないような場所に設置する。誘引材取付けは 4 月中に完了し、8 月中旬には必ず交換する。

2.6.7 松こも巻

- (1) 取り付け、取り外しは時期を失しないよう施行すること。
- (2) 取り付け位置は、地上 1.5m内外とし、取り付け位置より下に枝がある場合

は当該下枝にも取り付けること。

- (3) 控木のある場合は、控木と樹木の結束部より上部に取り付ける。
- (4) 取り付けは、こもを樹幹に巻き込み、その上を丸縄で 2 箇所結束する。結束は上方をやや緩く、下方を硬く結束すること。
- (5) 取り外しは、害虫を落とさぬよう注意深く行う。取り外した後、樹幹についている害虫を採取し、取り外したこもととともに速やかに搬出処分すること。

2.6.8 幹巻きトラップ

アメリカシロヒトリやニレハムシの蛹化時に適用する。方法は 2.6.7 松こも巻きに準じ、幹巻材は杉皮テープ等、監督員の指定したものを使用する。

第 7 節 植栽基盤改良

2.7.1 ピックエアレーション

ピックエアレーションは、深耕機(3.8ps)を利用し、1.5 m²に 1 箇所実施して、1 回で 2 度打ちすること。100 m²当りの平均打ち込み箇所は 52 箇所とし、打ち込み穴にはリサイクル堆肥を充填する。(平均 0.6ℓ/箇所)

2.7.2 堆肥敷均し

堆肥の敷均しは、レーキ等により指定の厚さに見栄えよく仕上げる。

2.7.3 堆肥すき込み

- (1) 指定植栽地内の裸地部分に厚さ 4cm 内外に堆肥を敷き均すこと。
- (2) 堆肥を敷き均した部分を深さ 20cm 耕耘し、既存土と堆肥がよく混ざるようにまぜ返しを行うこと。0.04 m³/m² (2 割混入)

土中に埋もれていたガラ、石などは丁寧に取り除く。また、混ぜ返しで切断された根は剪定ばさみ、鋸等で切り戻しする。最後にレーキ等で見栄えよく地表を仕上げること。

第 3 章 芝生地その他管理

第 1 節 一般事項

第 2 章 樹木管理 第 1 節 一般事項に準ずること。

第 2 節 芝生地管理

3.2.1 芝生地刈込み

- (1) 芝生地内にある樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈込むこと。
- (2) 刈高は 2cm 程度を標準とする、ただし監督員の指示がある場合にはその指示によること。
- (3) 芝生地内の紙くず、空き缶等のごみ類や小枝等、芝生地の美観を損なうごみ類を取り除くこと。
- (4) 刈り取った芝は、速やかに集積し搬出处分するとともに、刈り跡はきれいに清掃すること。
- (5) ほふく茎が縁石や芝生地内の施設に乗り上がらないよう、また低木の根元に進入しないよう、芝生の縁切りを行うこと。

3.2.2 施肥

所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布すること。

3.2.3 芝生地除草清掃

- (1) 芝生を傷めないよう、除草フォーク等を用いて根より丁寧に抜き取ること。
- (2) 芝生地内の落葉や小枝、ごみ類、コンクリート塊、砂利、セメント等の不用品及び有害物を除去し、清潔にすること。
- (3) 抜き取った雑草は、順次まとめながら、直ちに搬出処理すること。また、風などで道路や付近に散乱しないように注意すること。

3.2.4 目土かけ

- (1) 目土は植物の根、がれき、赤土等がなく、2cm 目程度のふるいを通した良質な目土用土を用いること。土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるよう入念に混合すること。
- (2) 目土用土は、指定の厚さにとんぼ等を用いて、むらなく均一に十分にすり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行うこと。

3.2.5 ブラッシング

- (1) ほふく茎や根等を切断するとともに、茎葉の間の枯葉枯茎（サッチ）を除去し、更新を促すため、レーキやフォーク等で丁寧に回数多くすきならすこと。
- (2) 発生した枯葉枯茎等は、熊手、ブラシ等で、ていねいに集めてすぐに運搬し、処理すること。風などで道路や付近に散乱させないこと。

3.2.6 エアレーション(ホーキング)

- (1) 芝生土壌の硬化を防止するために、エアレーション器具又は機械により、土壌が膨軟となるよう効果的に行うこと。
- (2) 穴及びカッティングの深さ、間隔等については、監督員と協議すること。

3.2.7 補植

- (1) 補植箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15cm 程度まで床土を交換した上、沈下防止のためよく転圧すること。
- (2) 張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整転圧し、目土を施してよく灌水すること。

3.2.8 移植

- (1) 作業に先立ち、芝生内の枯葉枯茎、雑草、ごみ類をきれいに取り除くこと。
- (2) バーチカッター等、鋭利な刃物状のもので、芝生に合わせた厚みで切り取る
- こと。
- (3) ほぐれたり乾燥したりしないよう、保護養生して運搬し、植え付けること。

第 3 節 地被類管理

3.3.1 一般事項

- (1) 芝生類以外の地被類において適用すること。
- (2) 地被類の役割と地被植物の特性を十分考慮して施行すること。
- (3) 植栽土壌、壁面、マルチング、付近植物等を乱したり破損させたりしないこと。また異常を発見したときは、速やかに監督員に連絡すること。
- (4) 除草、草刈り作業の際には、十分注意し地被類を見極めて作業すること。
- (5) 特に記載のない事項については、第 2 章 第 2 節 高木管理 及び 第 3 章 第 2 節 芝生地管理 に準ずること。

3.3.2 マルチング

- (1) 指定されたマルチング材は、植物を傷つけないよう、指定の厚さで均一にむらなく敷き均すこと。また、マルチング材で不用意に植物を覆わないこと。
- (2) マルチング材を散乱させないこと。

3.3.3 つる性植物

(1) 手入れ

切除・誘引等の作業を行うこと。主な管理対象は次のとおりとする。

- a 枯れている枝葉
- b 病虫害に侵されている枝葉
- c 弱小のもの
- d 障害となる枝葉
- e 徒長、からみ、込み過ぎの部位
- f 直立した枝葉
- g 更新が必要な株

(2) 刈込み

トレリスに植栽されている場合は、刈込みの高さ、厚みについて、監督員と協議して行うこと

(3) フジ棚整姿剪定

- a フジ棚の機能に応じ、フジの生長に合わせて摘芯を行い、横枝を出させるよう行うこと。
- b フジの骨格を整え開花を促進するため、長枝(つる)の横枝の混みすぎた枝、枯枝むだ枝を刈り取り又は切り取ること。
- c つるが長枝にならずに短枝になっている場合は、細かいものは間引き、太いものは切り取らずに残すよう剪定を行うこと。
- d 剪定の時期については、6月中旬～7月下旬を標準とする。

3.3.4 草本植物・笹類・地被植物等

(1) 手入れ

枯れ、病虫害に侵されているもの、からみ、込みすぎ等のものは切除又は抜きとること。

(2) 刈込み

刈高は監督員と協議して行う。刈り取った枝葉は丁寧に取り除き、速やかに搬出処理すること。

第4節 花壇管理

3.4.1 材料一般

花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない整一な形姿のものを使用する。球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。

ること。

3.4.2 地拵え

- (1) 古株、雑草等は根から掘り起こし、土を払った後、搬出処理すること。
- (2) 花壇面は床土をシャベル等により 30cm 程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やごみを取り除き、凹凸のないよう一様に均すこと。
- (3) 肥料を施す場合には、指定の施肥量を、花壇面に均一に撒き、くわ、レーキ等により床土とよく混合すること。

3.4.3 植え付け

- (1) 植え付けは、指定されたデザインに従い、花壇面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数をむらのないよう、見栄えよく適切に植え付けること。
- (2) 植え付け後は、よく灌水し、傾くまたは根が浮き上がる等、植え付けが確実でないものは植え直すこと。
- (3) 球根類の植え付けは、種類によりその深さ、間隔を適正に保つこと。

3.4.4 除草等

- (1) 天候、土壤状態に注意し、無駄なく、時期を失しないよう監督員と協議して行うこと。
- (2) 除草は花苗を傷めないよう、除草フォークや鎌等により、雑草だけを根から抜き取ること。花がら、咲きがらも花苗を傷めないように摘むこと。この際、花苗の根が浮き上がっているものは植え直すこと。
- (3) 花壇内のごみ等は除去すること。
- (4) 植え替えを指定されたものは、花苗を丁寧に抜き取り、新しい苗を周囲に調和するように植え付けて、よく灌水すること。周囲の苗も、必要に応じて植え直しすること。

3.4.5 花壇灌水

- (1) 花苗を傷めないようていねいに行い、根に十分水がゆきわたるよう浸透させること。
- (2) 天候、土壤状態を注意し、無駄なく、時期を失しないよう、監督員と協議して行うこと。
- (3) 2.5.1 樹木灌水(1)一般事項 に準ずること。

3.4.6 施肥

- (1) 元肥は、花壇面に指定の施用量を均一に撒き、くわ、シャベル等により床土の中によくすき込むこと。
- (2) 追肥は、肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、監督員と協議の上、最も効果的な方法により行うこと。

3.4.7 病虫害防除

第3章 第8節 病虫害防除 に準ずること。

3.4.8 その他

- (1) 花壇縁取り及び修景用低木、花木等は、第2章 第3節 中低木管理に準じて行うこと。
- (2) 花壇内の芝生管理については、第3章 第2節 芝生地管理 に準じて行うこと。

第5節 菖蒲田管理

3.5.1 除草

草は、根より丁寧に抜き取り、指定箇所に運搬集積し、まとめて処理すること。

3.5.2 株分け

- (1) 花後の株分けは、茎部を傷つけないよう掘り上げ、古土を落とし、古根、古茎を切り捨て株分けすること。株分けに際しては、切口をなるべく小さく、どの株にも均等に根がつくよう、手際よく行う。なお、株の調整にあたっては、草丈1/2～1/3の葉を落すこと。
- (2) 休眠期の株分けは、掘上げた株を新しく分けつした芽を5～7芽含むよう適当な大きさにエンピ等により切分けること。

3.5.3 定植

株分けした芽は、品種を混同しないよう整理し指定箇所に5～7芽を標準として定植すること。

3.5.4 施肥

指定の施肥量を菖蒲の根に直接ふれないよう株間に溝掘りをして施肥し、埋め戻すこと。

3.5.5 病虫害防除

第3章 第8節 病虫害防除 に準ずること。

第6節 清掃

3.6.1 緑地清掃

- (1) 緑地内の落葉や小枝・ごみ類・コンクリート塊・砂利・セメント等の不要物及び有害物を除去し、清潔にすること。
- (2) 不要物及び有害物は、順次まとめながら直ちに搬出処理すること。また、風などで付近に散乱させないように注意すること。

3.6.2 ごみ拾い

- (1) 緑地内の紙くず・空き缶・空瓶・ビニール類・生ごみ類・小枝等の美観を損なうごみ類を拾い集めること。
- (2) 拾い集めたごみ類等は、順次まとめながら直ちに搬出処理すること。また、風などで付近に散乱しないよう注意すること。

第7節 除草・草刈り

3.7.1 目的

除草・草刈等は、以下を目的とする

- (1) 公園緑地等の美化及び都市美観の維持
- (2) 樹木などの生育阻害の防止
- (3) 病虫害発生の予防
- (4) 火災の防止
- (5) 見通しの確保

3.7.2 除草

- (1) 作業に先立ち、紙くず、空き缶等のごみ類を取り除き、既存植物をいためないう除草フォークなどを用いて根ごと取り除くこと。
- (2) 高木の根元から出ているヒコバエ、実生苗、つる性の雑草なども取り除くこと。
- (3) 抜き取った雑草は、速やかに集積し搬出处分するとともに、除草後はきれいに清掃すること。
- (4) あらかじめ植えてある地被植物、保護されている野草等は抜き取らないこと。

3.7.3 草刈

- (1) 作業に先立ち、紙くず、空き缶等のごみ類を取り除くこと。樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈りむらのないよう均一に刈込む。なお、刈高は監督員と協議する。また、樹木を損傷した場合は、防腐処理を行うもの

とする。

- (2) 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それらにからんでいるつる性雑草も鎌、剪定ばさみなどを使用して、刈残しのないようきれいに除去すること。
- (3) 小石などの跳ね飛ばしや刈草の吹き出し方向に注意し、周囲への飛散防止対策をとること。
- (4) 飛石の防止も考慮し、標準刈高は **3 cm** とする。ただし、監督員の指示があるものについては、その指示によるものとする。
- (5) のり面の草刈は、表土の流出を防ぐために、地面を露出させないように刈り高に注意するものとする。
- (6) 刈草は、速やかに集積して搬出処理すること。
- (7) 作業後は、作業地及び周辺を清掃すること。

3.7.4 後片付け

- (1) 抜き終わった草及び刈草は毎日まとめて処理すると共に除草跡、刈跡はきれいに清掃すること。
- (2) 監督員よりマルチング利用を指示された際は、樹木の根元に見栄えよく敷き均すこと。
- (3) 草刈り形態については、監督員の指示内容に沿って行い、第 3 章 第 8 節 草地育成管理 に準ずること。

第 8 節 草地育成管理

3.8.1 育成草地

表土保全及び自然環境の多様性回復等の立場から、草地育成を実施している植栽地については、目標植生となるよう植栽種だけでなく、あらゆる植物に注意を払うこと。

3.8.2 築山・法面

築山・法面等は、除草、草刈りによって表土流亡を起こしやすく、裸地化しやすいため、草刈り時期、回数等に注意する。また、その際は適切な草丈を確保すること。

3.8.3 水生・湿性植物

水面が一面に覆われたり、1 種類によって空間を占拠され他の植物に悪影響が認められたときは、監督員の指示により特定種の間引き、除草等を行う。この際、強力な地下茎を持った種類についてはスコップ等で丁寧に地下の植物体まで取り除く。作業は、他の生物への影響を最小限にするよう、方法や時期につ

いて留意すること。

3.8.4 裸地化した植栽地

裸地化した植栽地や丈の低い 1、2 年草のみになってしまった植栽地については、監督員と相談の上、草刈り時期、回数、刈取り高さ等に十分注意すること。

第 9 節 病虫害防除

第 2 章 第 6 節 病虫害防除 に準ずること。

第 10 節 植栽基盤改良

第 2 章 第 7 節 植栽基盤改良 に準ずること。

江東区樹木管理等標準仕様書

平成 2 9 年 4 月施行

令和 7 年 1 月改訂

江東区土木部